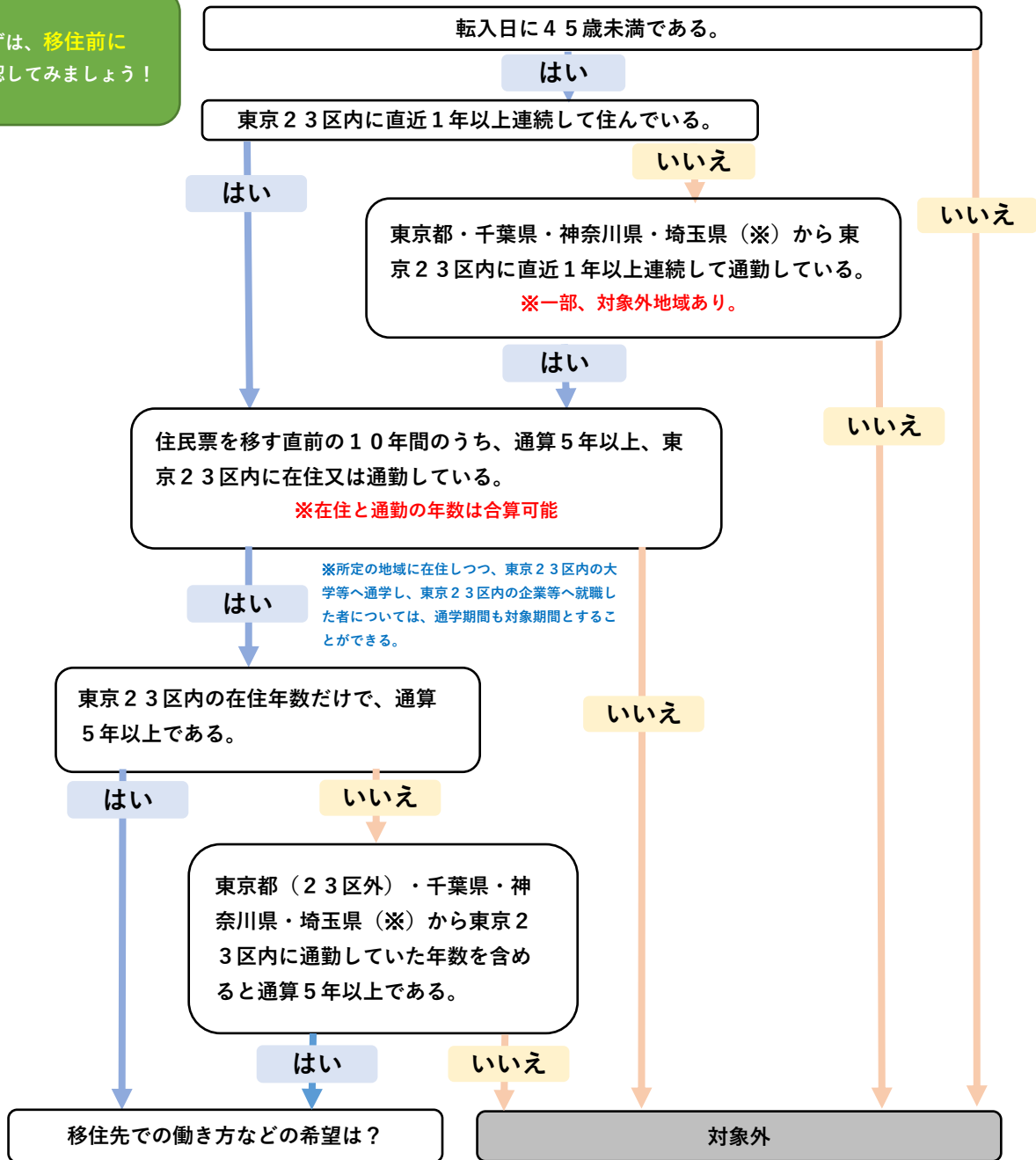


# 移住支援金対象確認フローチャート

まずは、**移住前**に  
確認してみましょう！



## ① 県マッチングサイトの掲載求人へ就職

「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。



## ② やまなし地域課題解決型起業支援金の採択

やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

## ③ 移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務で実施する場合。

## ④ プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。

## ⑤ 移住先市町村や地域の人々と関わりのある方が地域の基幹産業に就業等

移住先市町村や地域の人々と関わりのある方（関係人口）が、地域の基幹産業である農林水産業等に就業するなど、地域の担い手確保に資する場合。  
（関係人口および地域の担い手確保の要件は市町村が個別に設定。）

**移住支援金対象**

※ 市町村で定めた要綱により独自の年齢制限や転入日の扱いが異なる場合があります。

必ず転入を予定している市町村の移住担当窓口にご相談ください。